

1. 認知症と口腔機能研究会会誌（以下「認知症と口腔機能（Dementia and Oral Function）」という）は年 1-3 回発行する。当面の間は年 1 巻 1 号とする。なお、原稿受付は随時行う。

2. 投稿資格

「認知症と口腔機能（Dementia and Oral Function）」誌に投稿する筆頭著者は認知症と口腔機能研究会(以下「本会」という)会員に限る。本会員以外の者であっても、筆頭著者以外の共著者として加えることができる。また、編集委員会は本会の目的に沿う原稿を会員外にも依頼することができる。

3. 倫理規定等

・ヒトを研究(実験)対象とする内容については、ヘルシンキ宣言を遵守して、“ヒトを対象とする医学研究に関する倫理指針”等に準拠し、倫理的に行われており、被験者あるいは患者のインフォームドコンセントが得られていなければならない。また、所属機関の倫理委員会等の承認が得られていなければならない。

・ヒトゲノム・遺伝子を研究(実験)対象とする内容については、所属機関の該当する委員会の承認が得られていなければならない。

・ヒトを対象とした再生医療等に関する内容については、その安全性の確保等に関する法律施行規則に則った手続きをしていなければならない。

・動物を研究(実験)対象とする内容については、所属機関の動物実験委員会の承認が得られていなければならない。また、各種の動物保護や愛護に関する法律や基準に則していなければならない。

・組換え DNA 実験については所属機関の“組換え DNA 実験指針”等に準拠し組換え DNA 実験安全委員会の承認を得なければならない。

4. 利益相反

本文の末尾に利益相反に関する事項を記載しなければならない。利益相反に該当する場合はその事実を公表し（例：“XX 会社より研究助成を受けた”）、公表すべき利益相反の事実がない場合には“公表すべき利益相反の事実がない”と明記しなければならない。全ての著者は、「自己申告による COI 報告書」を論文投稿時提出しなければならない。

5. 原稿内容と査読

(1) 原稿の内容は本会の目的に沿った研究成果、臨床報告などで、他誌に投稿または掲載されていないものに限る。2次出版については、International Committee of Medical Journal Editorsのガイドライン*に従った上で、secondary publicationを容認する。（詳細は“認知症と口腔機能”誌2次出版について“で参照のこと。）

(2) 投稿原稿の種別は、**総説、原著論文、症例報告、その他（技術紹介、レクチャーなど）**のいずれかである。

(3) 投稿された原稿は、編集委員会で査読する。査読は、論文の種別に従って行われる。

6. 原稿の投稿、採否および掲載順序

(1) 総説、原著論文、症例報告、その他の投稿は、認知症と口腔機能研究会事務局へ投稿する。

投稿先および問い合わせ先

〒700-8525

岡山県岡山市北区鹿田町 2-5-1

岡山大学学術研究院・医歯薬学域、インプラント再生補綴学分野内

学会誌編集担当

Tel/Fax: 086-235-6684

Email: office@jrsof.net

<https://www.jrsof.com/>

(2) 原稿の採否は、査読の結果を参考にして編集委員会が決定する。委員会は原稿の改変を著者に求めることができる。査読の手順は別途定める。

(3) 1 編の論文が印刷総頁でそれぞれ、総説 10 頁、原著論文 10 頁、症例報告およびその他 6 頁を超えないものとする。ただし、編集委員会が依頼した場合にはこの限りでない。

(4) 掲載順序は編集委員会が決定する。

7. 証明書等の発行

(1) 編集委員会に到着した日付で、原稿の受付証明書を発行する。

(2) 論文の受理が決定した後に、論文掲載証明書を発行する。

8. 著作権

「認知症と口腔機能（Dementia and Oral Function）」誌に掲載された論文の著作権（著作財産権 copyright）は本会に帰属する。本会が必要と認めたときあるいは外部からの引用の申請があったときは、編集委員会で審議し、掲載ならびに版權使用を認めることがある。

9. 複写権の行使

著者は当該著作物の複写権および公衆送信権の行使を本会に委任するものとする。

10. 論文作成費用

掲載料および別刷料金については投稿の手引きを参照とする。

11. 校正

著者校正は原則として初校のみとする。組み版面積に影響を与えるような加筆、変更は認めない。

12. 原稿の様式

投稿原稿は投稿の手引きに従って執筆する。準拠しない原稿は加筆、訂正を申し入れる、または却下する場合がある。

13. 改廃

この規程の改廃は、編集委員会の発議により、世話人会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、令和4年8月6日から施行する。